第五章

痩

せ

細

ってしまう。

内 うために支払う」という次善の策が採られるわけだ。重商主義は、このようにして貿易 るようにし、 **「需市場のような独占は得られず、購買を強制することもできないため、「買ってもら** られることもある。 輸出 |奨励 金は、 輸出数量を増やして貿易差額を自国有利に振らせることにある。 英国 その狙 では特定 61 の国 は、 海外市場で競合と同等かそれ以下の 内産業の産品に対してたびたび請 頭され、 価 格 で販売でき

外国では

実際

に認

差額を通じて国を富ませ、

国民の懐に金を行き渡らせると説く。

第五章

輸

出奨励金 (一)

ح П 市場に出している取引だけである。 投入資本と通常の利潤を価格で回収できる取引は、 [ると想定される事 の もっとも、 支援を要しない。 類型に傾けば、 輸出奨励金は、 業 そこでの各行程が資本を食いつぶすため、 支援が要るのは、 の継続や開始を促すために給付される。 それがなければ成り立たない 輸出奨励金は、 売値が資本と通常利潤に届かず、 その赤字を補填し、 ほか の 取引に 無補 だが、 国の資本はやがて急速に 助の取引と同じ土俵 限 るべきだ。 もし取っ 費用が収益 実費を割って 引 商 の 多く 人が、 を上 にあ が

じく、 ある。 の取引を探すはずだ。 自利に従って資本をほかの用途に振り向け、投入資本と通常利潤を価格で回収できる別 たり「一方が恒常的に実費割れで売り続ける」形を維持し得る唯一の類型だという点で 留意すべきは、 本来ならより有利な経路をたどるはずの貿易を、 もし奨励金がなければ生じる損失を、 輸出奨励金に依存して初めて成り立つ取引こそが、 結局のところ、 輸出奨励金の効果は、重商主義のほかの方策と同 奨励金が埋め合わせられない わざわざ不利な水路へねじ曲 二国間 なら、 で長期 商 がにわ 人は

ることに尽きる。

資本と通常利潤まで確実に置き換えるものでないかぎり、社会はその差額分だけ損失を 投じた資本も勘定に入れねばならない。 している費用のうち、 だが彼は、 われた奨励金の総額をはるかに上回る差で凌いできたことを明快に示し、 見積もっても、 「正統」からすれば、この強制された穀物貿易は国益にかなう明白な証拠だと論 穀物取引論の著者は、 この特別支出、 輸入穀物の価格を相当に高く見積もった場合のそれを、その期間 最も小さい部分にすぎないことを見落としている。 穀物輸出奨励金の創設以後、 すなわち輸出奨励金は、 外国市場での売値が、奨励金だけでなく、 社会が穀物輸出のために実際に負担 輸出穀物の価格をかなり控えめに 農民が生産 重商主 じる。 に支払 その の

3 第

現下の

耕作水準では、

奨励金が国内の穀物価格を押し上げる傾向をもつことは、

第五章

もの

奨励

金

は国

内

一の穀物

の貨幣価格を、

本来よりい

くらか高める方向に作用

する。

道理

したが

~って、

豊作でも凶

で

年

の

凶

作

:を和

らげるはずの余剰が少なからず失われる。

まさに その 価格 ではそこまで回収できないと見なされたからでは ない

被

玉

の資本はそのぶん減ずるからである。

そもそも奨励金が必要とされた理

由

か。

準 奨励金が 当であり、 世 て が 結果ではなく、 は 奨励金 よりも 紀 61 見られ、 前 豊作年には、 た。 の |世紀末ごろに始まり、 奺 しば 高 州 ゆ の導入後に穀物 奨励 くえに、 同国 めに 般 しば停止されるも 維持する。 の市場 それにもかかわらず生じた現象である。 奨励金が例外的な大量輸出を誘発し、 では一七六四年まで奨励金がないどころか、 金が穀価を押し下げたとみなすのは無理 こ の 漸減 で進行 の平 これはこの 今世紀の最初の六十四年間を通じて続いた。 は した銀 規制 均 価格 Ō ó, の有無に の実質価 が下がっ 豊作年 制 度の によるの 明示的 た 値 の大規模輸出 の 緩やか との説がある。 ではなく、 な目的 玉 実際、 内の穀価を自然に下がるべき水 がある。 な上昇によるものと見るのが の でもある。 ゼ 第一 穀物の輸出 フランスでも同様 £ 1 編 で、 だが、 で述べ ある年 他方、 これ は原 平 たとおり、 均 凶 は奨励 価 則禁止され の 豊 作 格 车 作 の の 低 低 が に 今 別 は 妥 下

に ある人なら異論はあるまい。ところが、 うした二重の後押しが長年にわたり効けば、穀物の生産は増大し、その時点の耕作水準 できるよりも高い価格を彼に保証することで、耕作を奨励する、というものである。 いて、 ひいては生産を増やすと見込まれること。 その理由は二つある。 国内の穀物価格は奨励金が押し上げる幅をはるかに上回って低下しうる、 第一に、 農民の穀物により広い海外市場を開くことで需 奨励金は耕作を促進する、と考える向きも少な 第二に、 現状の耕作のもとで本来期待

いう見立てである。

に の第二の負担は国民全体が等しく支払わねばならない。こと穀物に関しては、この第二 がりという形で生じる負担であり、穀物については国民すべてが買い手である以上、こ 賄うために拠出を強いられる実際の税負担。第二に、 輸出奨励金と同様、 奨励金のおかげで国外に回ってしまうからである。 れば輸出されずに国内にとどまり、消費を増やし価格を下げたはずの一ブッシェル おいて例外なく国内市場の犠牲のうえに成り立っている。というのも、奨励金がなけ 私の答えはこうである。奨励金によってどれほど海外市場が拡張しても、 国民に二つの性質の異なる 「税」を課す。 穀物の輸出奨励金は、 国内市場における当該商品 第 に、 奨励: 他 このあら それは各年 金 の原資を |の値 が、

物輸出は、

各年ごとに海外の市場と消費を広げるのと同じだけ国内の市場と消費を縮

そ

費

け

よう。 たが 考の事情通の著者によれば、 0 傾向をもたらす。 n 0 れ とに四シリングという第二の税も支払わねばならない。 とに五シリングの奨励金を賄う第一の税を拠出するほか、 ル シ ば 貨幣価格 当たり六ペンス、 リングの奨励 ぶん国の産業を抑える傾向をもたらす。 ほど重い負担を課せば、 (四シリング×三十一) つて、 このきわめて控えめな仮定にもとづいても、 労働する貧民が子を育て、 第 の上昇に見合って賃金を引き上げるか、 の税に五シリングを拠出するごとに、 金を付けることで、 後者 すなわち一クォ の作 を拠出しなければならないのである。 崩 労働する貧民の生計を切り詰めるか、 輸出量と国内消費量の平均比は一対三十一 が 強ければ 養い 実際の作柄のもとで国内価格が本来より一ブ 1 ター ば、 教育する力を弱 雇用者が雇える人数を減らすことになり、 当たり四 したがって、 「シリ いずれかを招く。 国民は、 め、 第二の税として六ポンド 奨励金によって生じる異常な穀 ところで、穀物交易 ング上がるにとどまると仮定 そのぶ 自ら消費する一クォーターご 輸出された一クォ あるい 生活の第一必需 ん国 前者 の を超り 人 は彼らの生活: П の を抑 えなな 作 に関する論 Ì 用 四 制 シ ターご ッ が リソン する 強 にこ シ

の

負

(担のほうがはるかに重い。

たとえば、

平均してみて、

小麦一クォー

ター

の 輸出

に五

エ

させるだけでなく、 目で見れば穀物の市場と消費の総体を増やすどころか、 しかし、 穀物の貨幣価格が上がれば農家の採算が改善し、生産が必然的に促されるは 国の人口と産業を抑え込むことで国内市場の漸進的拡大を妨げ、 むしろ縮小させるのである。 長

ずだ、という見方がある。

負担は、 らず、国内産のあらゆる財についても同様である。 得るのは実質価格ではなく、名目価格にすぎない。そして、この制度が国民全体に課 奨励金を含め、 働者を扶養できるようにするのであれば、 同じ穀量で、 値を切り下げることにある。 穀物輸出奨励金の実際の作用は、 これに対しては、こう答えるべきだ。もし奨励金の効果が穀物の実質価格を引き上げ、 納税者にとっては重い一方で、受益者にとっての利得はごくわずかである。 近隣の標準 いかなる人為的制度にも、 (豊か・並・乏しいのいずれであれ)に従って、より多くの労 すなわち、 穀物の実質価値を高めることではなく、 同じ量の銀で交換できる量が減るのは穀物に そのような効力はない。 そのかぎりで生産は確かに促されよう。 というのも、 穀物の貨幣価格が、 相当の程度で影響し 銀の実質価 だが、 玉 限 す

穀物の価格は賃金の名目水準も規定する。 労働者が自分と家族を扶養できるだ

内産品全般の価格を方向づけるからである。

け n 0 穀物を買える賃金でなければならず、 面 K あるかに応じて、 雇用者が労働者を その水準は、 「ゆとり・標準・窮乏」のどの水準 社会が拡大・停滞 衰退 の i s ず

わざるを得 な 61 かによって決まる。

穀物の

価

格は、

土地から得られる他の粗生産物の名目価格も規定する。

その連動

の比

Þ 率 0 内陸商業の大部分の価格形成に波及する。 は改良の段階によって異なるが、各期におい 食肉、 馬およびその維持費、 ひいては陸上輸送費にまで及び、 て一定の関係を保つ。具体的 結果として国 には、 牧草 内

労働 格もそれに連動する。 と労働のあらゆる産出 土. の費用が定まり、 地の 粗 生産 物の名目価格がそうして規定されれば、 また、 両者を通じて最終製品の価格が定まる。結局、 物の名目価格は、 賃金の名目水準が規定されることで、 穀物の名目価格に応じて上下せざるをえな ほぼすべての製造業の原 製造における技 賃金を含む、 材料 土地 術 価

で買える他の ングで売れ、 ゆえに、 奨励: 国 地代もそれに見合う水準に上がったとしても、 金の結果として農家が 屋品 の量が従前の三シリング六ペンスと少しも変わらない ブ ッ シ エ ル を三シリング六ペンスでは 穀物高によって四シ 、なら、 なく四 リソン

B 地主も実質には豊かにならない。 農家の耕作条件が大きく改善することもなく、

地主

農家の支出のほとんどすべて、 K の暮らし向きもさほど良くはならない。 有利に働く場合はあり得ても、 地主の支出の大半は国産品に向かってい 国産品の購入については利得は生じえな 外国産品の購入については、 価格上昇がわずか 61 かも、

ても、 市場はもとより国内市場でも値段で負けやすくする。 産業の意欲と採算を少なからず損ない、 貧しくする重大事である。その国に特有の名目物価の上昇は、国内で営まれるあらゆる 話はまったく異なる。 くなるのは銀器一式くらいで、 と自体は個々の国にとって大した意味をもたない。結果として名目物価が一斉に上がっ 鉱山の豊産による銀の価値の低下が、 かし、 それを受け取る人びとを実質的に富ませはせず、むしろ貧しくする。 特定の国の事情や制度のために、その国だけで銀の価値が低下するとなれば、 これは誰かを実質的に富ませるどころか、国民すべてを実質的 その他の品々の実質価値は以前とまったく変わらな 同じ銀の量でより安く供給できる外国に、 商業世界の大半にほぼ等しく及ぶとき、そのこ 実質的に安 国外

ても、 に スペインとポルトガルは、 その差は運賃と保険料の範囲を超えるべきではない。 ゆえに両国では、他の欧州諸地域より金銀がいくぶん安くなるのが自然だとし 鉱山の所有国として欧州の他地域に金銀を配る特異な立場 しかも、これらの金属は高

第五章

まり

が 滅し

61

ほど、

金 銀

の比率の差は他国とのあいだで大きくなる。

実際、

そうした差

ほ

他に見合

他国なら到底不釣り合いに見えるほどの銀器が、

は

かなりのものだと言われ、

け が 価 る実害は本来きわめて小さい 血で容積が 両国 が小さいため運賃はわずか が 自ら の 制 度によって不利を増幅さえしなけ はずである。 で、 保険料 f. 间 価 循 の れば、 他の貨物と変わらな この特異な状況

か

した

量 たまれ ンとポ 水位は堰 土地と労働 止 の め ぶんだけ、 スペインは課税で、 (土地と労働 上下流 れば、 両国 ば堰 ル の上流 } 堰 は満杯で、 ガ 0 の 0 水 他国における金銀 年々の金銀輸出は年々の輸入にほぼ匹敵すると一般に言われる。 年 が ル の年 満ちた途端、 深の差が広が 々の産出が許す量を超えて金銀をとどめ置くことはできない。 の のほうが 国 Ż 内 ポ 、の産出 その後に流れ込む分はすべてあふれ出る。 に、 ルト 必ず深いように、 貨幣 結局 ガ るのと同 に対する比率) の価値を自国より相対的 ルは禁輸で金銀 銀器 は堰を越えてあふれ出 じで、 ・鍍金その他の これら 税が高っ は他 の輸出に密輸費用を上乗せし、 Ō 国より大きく ζ, 規制 別用途に 禁輸違反の科料 る。 によって両国 に高めている。 実際 輸出禁止も同じで、 、なる。 実際、 に回 堰 [せる量、 に だが、 滞留する金 抑 が が 制 重 高 (く)強 に 水を堰 b もっとも、 そこまで すな その全額 スペ 取 固 か ゎ り締 な 銀 か

わ

ち イ き

う は上がり、 税と禁輸を撤廃すれば、 供給でき、 で表示されるようになるが、 すぎない。 て各国でおおむね均され l V 0 まりさせる。 はずだった一定量の金銀を滞留させることで、 つの経路で作用する。 玉 銀 くらか増えて、金銀 閘門を開けば、 が安く、 調 は 雇用するには十分である。 度もない家にあふれている例が少なくない。 粗 素 物価 商品 域外市場はもちろん、 以前より少ない量の金銀で、 材から製品 こうして、 が高 の名目価! 上流 61 国内では貴金属の価値を大きく下げ、また本来なら国外へ流 の価値、 K ということであり、 の水位は下がり、 値や土 スペインとポルトガルの金銀の手持ちはかなり減り、 両国との取引に る。 いたるまで多くの品目を、 実質価値 両国が金銀の輸出で被る損失は、 商品 すなわち土地と労働の年々の産出に対する比率は、 地と労働 両国 値 の名目価 は従前どおりであり、 の国内市場でも値段で凌駕する。 以前と同じ商取引・流通の用が足りるようにな の年 下流は上がって、 お 農業にも製造にも不利に働 いて他国 値 ż 他国における金銀 の が下がれば、 金銀がだぶつけば、 産出の名目額は下がり、 両国 .に二重の優位を与えるのである。 が自国で賄うより少な やがて均衡に近づくように、 同じ量の 手元に残る金銀 名目上の、 の価値をい の労働を養 それはすなわち金 く。 課税、 架空の損 その結果、 より少 くらか と禁輸 の実質価 他国 61 な 金 やが 指 矢に では 高 れる 銀 (J 外 堰 銀 止 値 で

ダ

側

は逆により少ない銀で供給できる。

わが

国の製造品はどの市場でもやや割高に、

彼

ろう。 を動 する。 品ば 果として、 る。 玉 面 るため、 国外では幾分安くする。そして穀物の平均的な名目価格が諸物価を少なからず方向づけ たく同じ作用をもたらす。 あてられる原材料 てくる。 の で自国民より安く食べられる 穀物 国外へ 職 がか かりでは こうして社会の ず。 工は、 輸出奨 ま 国内では銀の実質価 しかもそれらは、 土地 ことにオランダなどの外国 出た金銀は無償で出ていくのではなく、 両国 斺 以前なら可能だったより少ない銀で自国製品を供給できなくなり、 な 金は、 と労働 61 の産業を押し潰してい ・道具・食糧であり、 おそらく大半は、 実質にお の年々の産出は直ちに 「死蔵資本」の一 耕作の実情がどうあれ、 怠惰な人々が何 値をかなり目 いてスペインとポルトガ (ディ そして確実に一部は、 は、 る最も重い負担の ッ 部が 彼らは自らの消費の全価値を利潤付きで再 カー の わ 減りさせ、 が国 対 幾分か増え、 卿 「稼働資本」へ転じ、 価 の の穀物を本来より安く、 確 も生まない しか 国内では穀物を本来より幾分高 か 国外ではい な証言による)。 ル るべき価値 のこの つが取り払わ 数年のうちに大幅 勤勉な人々 まま消費する純然たる贅沢 誤 くらか押し上げる。 いった金質 以前より多くの産業 の貨物になって戻 そのぶん、 れ 0 時 銀政策とまっ るからである。 雇 には 用 に増えるだ と扶 オラン 同 生産 養 わ じ が 局

るのである。

5 の品はやや割安になり、 結果として、彼らの産業にわが国に対する二重の優位を与え

る労働 実益はもたらされない。 銀の量を増やすだけである。その帰結として製造業は萎縮し、農家や地主にも目立った 定量の穀物が養い雇える労働の量を増やすのではなく、その穀物と引き換えに得られる かけ上にすぎない。 結局、 ・食料 穀物輸出奨励金が国内で押し上げるのは実質価格ではなく名目価格であり、 - · 各種[玉 **]産品の量が同じだけ目減りするなら、** たしかに手元の現金は幾ばくか増えるが、その現金が購入でき その 「利益」 は名目上 ・見

売って、 商 凶 られた。 けである。豊作年には奨励金が本来より多い輸出を生み、 .作を和らげる余剰を減らすぶん、凶作年には本来以上の輸入を招いた。こうして穀物 の 実質的に恩恵を受けたのは、国家全体で見れば穀物商、 仕事は豊作 ゆえに、 豊作が凶作を緩和する効果が抑えられてい ・凶作の双方で膨らみ、 奨励金の存続や再開を最も熱心に訴えるのは、いつでもこの人びとで とりわけ凶作年には、 なかった場合よりも大きな利潤を得 すなわち穀物の輸出入業者だ ひとつの年の豊作が別 より多くを、 より高値 の年 . の で

ある。

61

農民や地主の実質の富や収入は増えず、

穀物の作付けを奨励することにもならな

内 引き上げようと試みたわけだ。 に 任 と収入が増すからである。 働や生活資料と引き換えにできるようになり、名目上だけでなく実質の利潤、 く売れるようになれば、 財 よって多様な製造品の実質価値を高めてきたのと同じく、 玉 置で彼らは さらに よって穀物の名目価格 多くの労働を雇えるようにもなる。 との せた場合よりも多くの国民の労働が当該部 内市場で生じるのを防ごうとしたのである。 独占や輸出奨励によって毛織物や亜 が あ 輸 玉 和出奨励 i s の 地主 だに自然が設けてい 玉 内 市場 は、 金を設けたとき、 外国 の独占を自らに確保し、 その財の名目価格だけでなく実質価値も上がる。 |産穀物 その結果、 すなわち貨幣価格を引き上げても、 だが、 る重大かつ本質的な相違に注意を払って の輸入に、 製造業者のやり方をなぞったように見える。 こうして、 彼ら自身の暮らし向きはよくなり、 麻布 彼らは、 平年には事実上の禁輸となる高関税を の製造業者が自らの品を従来よりい 門に 後者の措置で自分たちの商 おそらく、 両者を通じて、 振り向 その製造業は実際に奨励され、 けられる。 自分たちの商品 穀物とほとんどすべて 製造業者が同 その実質価 しか L 61 品 その部 より多く なか 値 の実質価 0 は上が 供 同 様 実質 様 くら つ 給 前 0 自 た。 の 制 過 者 課 の の富 度に ら 然 でよ の 他 の措 制 か 値 剰 労 高 玉 を が 度 15 の

均 動 な 穀物の平均名目価格に対して持つ比率によって測られ、 基準となるのは穀物である。 毛織物や亜麻布は、 沢であれ、 量に等しく、 れを引き下げることもできない。世界一般で見れば、その価値は穀物が維持しうる労働 K というのも、それによって彼らが穀物栽培により多くの労働者を維持・雇用できるよう 名目価格 か なるわけではないからだ。 んせない **.**産品の輸出奨励金には、 変わるのは、 その価値を引き上げることはできない。 中庸 すなわち、 実質価値 に また各地においては、そこで通常行われてい 世紀から次の世紀へとかつて起こることのある変動に連れて変わりは であれ、 その変動 最終的に他のすべての財の実質価値を測り定める基準財ではな の刻印を与えている。 国の産業の一部を、それに任せておけば向かったであろう経路 窮屈であれ、 他のすべての財の実質価値は、結局、その平均名目価格 第一に、 事物の本性は、 に応じて動く銀の実質価値のほうである。 重商主義的な種々の方便すべてに向けられる一 そのやり方で穀物が維持しうる労働量 61 かなる輸出奨励金も、 穀物に、 たとえ競争が最も自由になっても、 単に貨幣価格をいじっただけでは 決まる。 る労働の維持のしかたが、 穀物の実質価値は、 i s かなる国内市 一に等 場 そ 般 平 潤 が の

り不利な経路へと押しやるという欠陥がある。第二に、それだけでなく、実際に不利な

15 第五章

> 経路 収 う別 然的 引き下げることによって、国全体の産業活動をある程度そぎ、 な、 で済み、 が 分たちの土地の改良という、 0 K で設けられたに 筋が 遅らせてしまったのである。 商 実質価値を目に見えて高めることはできなかった。 入にきわめて大きな費用を背負わせ、 あ る財 に 自分たちの利害についての十分な理解に欠けていたと言わざるをえない。 .人や製造業者のまねはしたが、ふだん二つの身分の人びとの行動を導いているよう の欠陥が加 へと押し込むという固有の欠陥がある。 通 損失取引だからである。 玉 つってい の 内価 生 產 にもかか わる。 格はむしろ低下方向に働くから、 るはずだ。 を増やすには、 したがって、 わらず、 生産奨励金なら、 国全体の産業活動に必然的に依存する営みを、 輸出 その特定の品目の生産をいささかも促進しえない、 穀物の輸出奨励金にはさらに、 わが国の地主が奨励金の制度を求めたとき、 に対する奨励 国民全体に重い税を課したが、 国民負担はその財源を賄うため 奨励金がなければ成り立たない 人びとが負担した税の少なくとも よりも、 し かも、 生産その 前進させるどころか 銀の そもそも増産 もの 実質 価 自分たち \sim の 値 多少なりと)奨励 をい を促 取引 の 彼らは たしか つ くら す の の は、 ほ 商 とい É の 自 必 税 う か 公 的

は取り戻されうる。 にもかかわらず、 生産奨励はきわめて稀である。 重商主義が植え付 部

事業者たちが内々に申し合わせ、扱い品の一定割合の輸出に対して自腹で報奨金を付け 義の方便のなかでも、 内に残る分の価格を維持させることで、 ましくない。 多くの不正な目的に悪用されてきたことはよく知られている。そもそも、 励より不正の温床になりやすいという説もあるが、 び込むもっとも即効的な手段として輸出を優遇してきたからである。生産奨励は輸出: けた偏見が、 ことになる。 き下げる効果が本当にあるのだとすれば、 た例を知っているが、この手はずはきわめて巧く運び、生産が大幅に増えたにもかかわ の大発明者である商人や製造業者にとって、国内市場に自分たちの品がだぶつくのは望 国内価格は倍以上に跳ね上がった。 生産奨励に類する措置が、 生産奨励は時にそれを招きうるが、 国の富は生産よりも輸出から直ちに生じると信じ込ませ、 彼らがもっとも愛好するのが輸出奨励である。 この事態を巧みに防ぐ。 特定の場合に限って設けられたことはある。白 その作用はこうした通例とは驚くほど異なる もし穀物の奨励金に、 輸出奨励は余剰を海外に吐き出 その真偽はともかく、 当該品の名目価 ゆえに、 実際、 貨幣を国内に呼 こうした方便 数ある重 輸出奨励金が ある部門の 脳格を引 商 主 玉

ニシン漁業や捕鯨業に与えられたトン数奨励金は、その一例と見なせよう。これらは

ティ

ック三樽から商用品二樽になる。

したがって、

同期間の商用品換算は二五万二千二

備軍になぞらえた「常備海軍」を維持するより、 船腹量(トン数)を増やすことで国防に資する、 きない 当該品の うがはるかに少ない費用で同様の効果を上げうる、 効果は輸出奨励: かし、これらの漁業のトン数奨励金は国富の増大に寄与しないとしても、 商品 国内価格を本来より安くする方向に直接働くと考えられる。 の市場供給 金と同じで、 \sim 振り向けてしまう。 国内資本の一部を、 と考えられるかもしれない。 場合によっては、この 市場価格では原価と通常利潤を という理屈である。 他の点では、 種

この奨励な

金 わ

のほ

į,

ば常

船員数と

П

収

その

つについては、 第一に、白ニシン漁のバス船に対するトン数奨励は過大である。 七七一年冬季漁の開始から一七八一年冬季漁の終わりまで、バ かし、こうした好意的な言い分があるにせよ、 立法府がひどく誤った思い込みに誘導されたと私は考える。 少なくともこれらの奨励 ス漁業 のト 金のうち一 , 数奨励

水揚げした「シースティッ 金はトン当たり三十シリングであった。 れを商用品に仕立てるには、 ク (海上で塩漬けした原樽)」 さらに塩を加えて詰め替える必要があり、 この十一年間に、 は三七万八千三百四 スコットランドのバ 通常は、 干七 ス漁業が シース 樽

四分の一ペンス、 五万五千四百六十三ポンド十一シリングで、シースティック一樽当たり八シリング二と 百三十一と三分の一樽にとどまる。この十一年間に支払われたトン数奨励金の総額は十 商用品一樽当たり十二シリング三と四分の三ペンスに相当する。

額は、 揚げの三分の二超が輸出される。 がわかる。 六ポンド) は九十三万六千九百七十四ブッシェル(ブッシェル当たり八十四ポンド)、魚商へのス 国塩一ブッシェル十シリングで、 免除で渡される。現在の税率はスコットランド塩一ブッシェルーシリング六ペンス、外 コ 額)を納める。 ら塩の種類にかかわらず一樽一シリング(旧スコットランドの一ブッシェル当たり税 スコットランド塩は平均二ブッシェルとされる。 ットランド塩の払い出しは十六万八千二百二十六ブッシェル(ブッシェル当たり五十 白ニシンの塩蔵にはスコットランド塩と外国塩が用いられ、いずれも魚商には物品税 バス漁ニシン一樽当たり、 にすぎない。 さらに、 実際、一七七一年四月五日から一七八二年四月五日までの外国塩 輸出樽には一樽二シリング八ペンスの奨励金が付き、 したがって、 一樽当たりの必要量は外国塩が約一・二五ブッシェル、 スコットランド塩で輸出の場合が一ポンド七シリング これらを合算すると、この十一年間に政府が負担した 漁業で用いられるのは主として外国塩 輸出扱いなら塩税は免除、 バ ス船 国内消費な であること の輸 漁 の水

第三に、

達した。 グ、商用品換算では一樽当たり百五十九ポンド七シリング六ペンスという異常な水準に ぎず、政府の負担は、 四~二十五シリング、平均すればおよそ一ギニー(約二十一シリング)であった。 あった年、 の 操業の勤勉さや漁獲成績 出漁を誘発した疑い 加えて、白ニシン漁の奨励はトン数奨励金方式で、支給額は船の総トン数に比例し、 スコットランドのバス漁全体の水揚げはシースティック合計わずか四 シースティック一樽当たり奨励金だけで百十三ポンド十五 が濃 には連動しない。この設計は 61 事 実 一七五九年に奨励額がトン当たり五十シリングで 「魚ではなく奨励金を獲る」

樽

にす

ため

シリン

場

合が一ポンド七シリング五ペンス四分の三、

国内消費の場合が一ポンド三シリング九

ペ

ンス四分の三となる。

他方、

良質な商用品の市

価は一

樽十七~十八シリングから二十

五.

ペンス四分の三、

国内消費の場合が十四シリング三ペンス四分の三、

外国塩で輸出

そぐわない。 0 甲板船) スコットランドの主漁場はヘブリディーズ諸島・シェトランド諸島・ は、 白ニシン漁のトン数奨励 オランダの主漁場は遠海にあり、水と食糧を十分に積める甲板 制度の手本となったオランダには適しても、 金 が前提とする 「バス漁法」 スコ ットランドの地勢には (総トン数二十~八十 北部および 船 が合 理的

漁に 北 なった。 漁を押し上げ、 主としてこのシーロッホに群れ込む を抱えていたとされるボート漁は、 る小型のボート漁である。ところが、 て変動する)。 西岸で、 は装備 その結果、 内陸に深く入り込むシーロッホ 補助がなく、 この地勢に最も適うのは、 無補助のボート漁は採算面で劣後し、同じ条件では市場に供給できなく 制度導入前には相当な規模があり、 税関 塩税 いまやほとんど壊滅状態にある。 の統計にも載らなかったため、 (なお、ニシンを含む多くの魚種の来遊 トン当たり三十シリングという手厚い 漁獲後ただちに陸揚げして塩蔵や生食に (入江) が縦横に走る。 現行のバス漁に匹敵する船 往時の正確な規模を 来遊期にはニシンが もっとも、 奨励 は年によ ボ が ^バス 員数 1 П } せ

導入前 奨励が、 給に最も適したボート漁を衰退させたうえ、 第四に、 同胞 (三十~四十年前) したがって、 漁獲の三分の二超を海外へ流出させているからである。 の負担軽減に寄与したはずだ。 スコットランドの多くの地域では、 国内価格を下げる方向に働く奨励であれば、 は白ニシン一樽十五シリング、 だが現行のバス漁奨励はそうならな 輸出一樽当たり二シリング八ペンスの追 季節によってニシンが住民の重要な食糧 ボート 価格の推移を見ても、 漁がまだ残っていた 裕福とは言 e J 玉 難 内 £ 1 加 供

厳密に示すのは難しい

戦争の 十年以上前、 昇してい 十~十五年前は十七~二十シリング、 倍増した。 勃発以降、 る。 過去相場の証言にはばらつきがあるものの、 近年の高値には沿岸での実需逼迫が影響した可能性があり、 良質な商用品は一樽一ギニーが常相場で、今も平均はその水準と見てよ ニシンとセットで売られる樽の価格も約三シリングから約六シリング 直近五年の平均では二十五シリングと、むしろ上 見識ある古老の証! また米国 言では

独立

こうした輸出奨励金の常なる帰結は、 な 以上の価格で販売しているのなら、 い」という。 奨励金が潤沢に投じられているにもかかわらず、 個々にはそうした者もいたのだろう。だが、全体としてはむしろ逆である。 いずれにせよ、バス漁奨励が国内価格を引き下げた事実は確認できな 大きな利潤を上げているはずだ、と見えるかも 業務を心得ない無謀な参入を呼び込み、彼らの怠 漁業者が従前どおり、 あるいはそれ

慢と無知による損失が、 白ニシン漁にトン当たり三十シリングの奨励を初めて与えた法律 公的支援による利得を食い潰す、 というものだ。一七五〇年 (ジョージ二世第二十

三年法・第二十四章) により、資本五十万ポンドの株式会社が設立され、 出資者には

輸出一樽二シリング八ペンスの奨励、

英塩・外国塩の免税供給に加え)

21

、トン数奨励金、

十四年間、 拠出百ポンドごとに年三ポンドを税関総収受官から半年ごとに受け取る特典

はほとんどない。現在、白ニシン漁は専ら、 厚い奨励にもかかわらず、大小ほとんどの会社は資本の大半か全額を失い、 された。 つ 0 まで与えられた。 て営まれてい 「漁業商館」を設けることが認められ、 大会社の募集はたちまち満額となり、 る。 ロンドン本社とは別に、 これにも大会社と同様の年金と各種優遇 各外港にも最低一万ポンドの資本で独立採 あるいはほぼ専ら、 各外港にも商館が相次い 個々の冒険的操業によ だが、 ζ, まや痕 かくも手 が 付

国製火薬の輸出奨励金は、 して下支えすることにも、 の は賢明ではない。 もっとも、 社会の防衛 その製造が国内では自立して維持できない場合、 に不可欠な特定の製造があるなら、その供給を隣国 「国防上の必要」に照らして擁護しうるだろう。 一定の合理性がある。この観点からすれば、 他部門に広く課税 英国 [製帆布や英 に 頼 り切る

時 こりがちだろう。公費でも私費でも、 る場面 全体が困難と窮乏に直面している時代にまで、その浪費を続けるのは、さすがに常軌を 期 別には、 は、 寵愛する製造業に輸出奨励金を与えることも、 きわめて稀である。 特定の製造のために多数の国民の産業に課税して負担させるのが妥当とな 国家が繁栄を謳歌し、 巨富はしばしば愚行の言い訳になる。 歳入が潤って使途に窮するような ほかの放漫な支出と同様 だが、 社 に起

ンドを超える公費が投じられたことがある。

逸した不合理である。

と見なせる。 出に付く奨励は、 0 場合は、 なお、 「輸出奨励 純然たる輸出奨励金に向けられる批判は当たらない。 輸出される加工絹への奨励は、 その原料であるブラウンシュガーやマスコバド 金 と呼ばれてい ・ても、 実質は関税還付にすぎない 輸入された生糸や撚糸の関税 糖 たとえば、 の輸 入関税 場合がある。 の還付、 精製糖 の払戻 火薬 の

輸

別 輸 入 八時と同 品 出 『の奨励』 目に変えて輸出される場合の返戻を じ形のまま再輸出される品への返戻だけを「関税還付」と呼び、 は、 輸入された硫黄や硝 石に か 「輸出奨励金」 かる関税の還付に当たる。 と称してい る。 税関 闬 製造その 語では、 他

輸

で

呼び込むこともな 批判には当たらない。 輸出奨励金の費用 な限り完璧に仕上げるところにある。 保ちつつ、支出規模が小さいため、 公費によって各分野で卓抜した職人・製造業者に与える褒賞は、 は桁違いに大きい。 61 卓越した技量や創意を励まして、当該職に従事する者の競争心 ね 5 (J は職業間 自然な資本配分をゆがめて特定部門 穀物の輸出奨励金だけでも、 しか の均 衡を覆すことではなく、 も褒賞の費用はごくわず 各部門 輸出奨励: ある年には三十万ポ かであるの に 過大な資本 の 仕 金と同種 事 対 を 可能 を 0